



RoSH2指令 10 物質 非含有証明書

規制対象10物質と閾値

● カドミウム及びその化合物	100ppm
● 水銀及びその化合物	1000ppm
● 六価クロム化合物	1000ppm
● 鉛及びその化合物	1000ppm
● ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)	1000ppm
● ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE 類)	1000ppm
● フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1000ppm
● フタル酸ジブチル	1000ppm
● フタル酸ブチルベンジル	1000ppm
● フタル酸ジイソブチル	1000ppm

- YK チューブ全て

調査結果

調査対象品成分中には上記規制対象物質の意図的使用がなく、不使用、非含有(または閾値以下)である事を証明します。
また製品中に不純物として、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が混入しますがその量は閾値以下です。

以上